

～金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う変更のお知らせ②～

お客様各位

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

2010年8月1日より施行される金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴い、お客様のお取引につきまして、重要な変更がございます事をお知らせ申し上げます。

また、取引約款及び取引説明書の内容も変更されますので、併せてお知らせ申し上げます。

[注意]

少額でお取引をされている場合、変更日時を迎えると同時に強制決済が発動される可能性があります。予め、追加入金等の対処で十分な預託金でのお取引をお願い致します。

○変更点及び変更日時につきましては以下のとおりです。

【2010年7月5日から】

\*FX 必要証拠金の変更 … 1%から2%へ

例) USDJPY 91円 100,000通貨 買の場合 → 必要証拠金¥182,000

計算式) 91円×100,000通貨×2%=¥182,000

\*FX 強制決済(ロスカット) 基準の変更… 証拠金維持率 100%へ

必要証拠金維持率が100%を割れた時点で値洗評価の損失額が大きい建玉から強制決済(ロスカット)の発動とさせていただきます。

【2010年7月19日から】

\*全商品 両建取引禁止のお知らせ

[注意]両建取引の解消のお願い ～期日：2010年7月17日(土) AM7:00迄

●取引概要・取引約款・各商品取引説明書の変更点

\*外国為替証拠金取引 取引概要

\*取引約款

\*各商品取引説明書

※詳細は下記URLよりご確認ください。

■取引に関する重要な変更のお知らせ■

<http://www.odls.co.jp/news/20100705.html>

以上、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

株式会社ネクストインベストメント  
第一種金融商品取引業  
関東財務局長（金商）第1661号  
代表取締役 山田 稔  
〒150-0012  
東京都渋谷区広尾5-25-5  
広尾アネックスビル6F  
電話番号 03-5795-0707  
FAX 03-57950808